

府益担第 1074 号
令和元年 12 月 19 日

公益社団・財団法人 代表者 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長
(公印省略)

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について (協力依頼)

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年 6 月 4 日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(以下「方針」という。)においては、「令和 2 年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和 3 年 3 月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところで

す。

その上で、本年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴法人の職員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る資料を、内閣府ホームページに掲載しましたので、御活用下さい(チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」)。

資料は、そのまま、貴法人のイントラネットへ掲載いただいたり、職員に対しメール添付でお知らせいただくことが可能です。御自由に御活用下さい。

掲載先：公益法人 information「政府からのお知らせ」欄

URL：<https://www.koeki-info.go.jp/administration/oshirase.html>

- 2) 関連する以下のポスター、リーフレット等の電子媒体も併せて掲載しておりますので、御自由に御活用下さい。
 - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
 - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
- 3) 呼びかけは、できる限り速やかに実施頂ければ幸いです。
- 4) 国では、カードの交付申請について、貴法人等に赴く方式を用意しています。御興味がある法人におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。
- 5) 以上のほか、貴法人の実情に応じ、職員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

以 上